

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会定款第41条の規定に基づき、LOVESAIJOプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を通じてLOVESAIJOポイント（以下「ポイント」という。）を取り扱う法人、各種団体及び個人事業主（以下「ポイント取扱事業者」という。）に加え、プラットフォームを運営する事業者（以下「運営事業者」という。）及び行政機関等で構成するLOVESAIJOポイント部会（以下「ポイント部会」という。）の設置運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン 通常の電話としての通話機能に加え、電子計算機と同等の機能を持たせた携帯電話
- (2) タブレット端末 電子計算機と同等の機能を持たせた板状の携帯機器
- (3) アプリケーション ポイントの運用の目的を果たすための電子計算機で作動するソフトウェアであり、西条市が提供するもの及び適正なポイント運用が可能として西条市が認めたもの
- (4) 利用者 自身が所有するスマートフォン又はタブレット端末にアプリケーションをインストールした者及びLOVESAIJOポイント部会長（以下「部会長」という。）が特別に認めた者
- (5) 部会員 ポイント取扱事業者、運営事業者及び行政機関等

(部会の位置付け)

第3条 ポイント部会は、定款第34条に規定する部会とする。

(所掌事務)

第4条 ポイント部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ポイント原資の取扱い
- (2) ポイントの運用ルールに関する調整
- (3) ポイントの普及啓発
- (4) その他ポイントの運用に必要な事項

第2章 組織

(組織)

第5条 ポイント部会は、ポイント取扱事業者、運営事業者及び行政機関等（以下「部会員」という。）をもって構成する。

2 ポイント部会に次の役員等を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 相談役 若干名
- (4) 部会事務担当者 若干名

3 部会長、相談役及び部会事務担当者は、協議会の会員の中から協議会の会長が指名する。

4 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。

(ポイント取扱事業者)

第6条 ポイント取扱事業者になろうとする者は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント取扱事業者承認申請書（様式第1号）を部会長に提出しなければならない。

2 ポイント取扱事業者の承認を受けようとする者は、予め協議会の会員またはSDGsパートナー名簿に登録されておかなければならない。

3 部会長は、前々項の承認申請書を受理した場合、別に定める規定に沿って速やかに承認の可否を審査し、承認したときは、一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント取扱事業者承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(部会員名簿及び部会員に関する情報の取扱い)

第7条 部会員が入会したときは、協議会が管理する部会員名簿に登録する。

2 部会員名簿に登録された部会員に関する情報については、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(ポイント取扱事業者等の有効期間)

第8条 ポイント取扱事業者の有効期間は、入会を承諾した日から2年間とする。

2 有効期間満了の1か月前までにポイント取扱事業者から退会の申し出がない限り、有効期間は1年間自動更新されるものとする。

3 部会長は、ポイント取扱事業者から退会の申し出があった場合、速やかに部会員名簿から抹消しなければならない。ただし、入会の承諾を得た日から2年を経過していないポイント取扱事業者から退会の申し出があった場合、部会長は申し出のあったポイント取扱事業者に対し、有効期間の残日数（1日未満の端数が生じる場合は切り捨て）1日につき50円の地域応援協力金を請求し、納付の確認をもって速やかに部会員名簿から抹消する。

4 部会長は、入会の承諾を得た日から2年を経過せず退会したポイント取扱事業者に対し、同期間が経過するまでの間、原則として当該取扱事業者の再加入を許可しない。

5 定款第6条第2項並びに第12条第4項の規定に基づき部会員が会員またはパートナーの参加資格を喪失した場合、あわせて部会員名簿の登録を抹消する。

第3章 ポイント原資の管理

(ポイント原資)

第9条 ポイント原資は、ポイント部会において別に管理する。

2 前項に関する口座は、伊予銀行西条支店に開設する。

(管理責任者)

第10条 ポイント原資の管理責任者は部会長とする。

第4章 ポイントの付与及び還元等

(ポイント付与対象事業)

第11条 ポイントの付与対象となる事業（以下「付与対象事業」という。）は、円滑な運用が可能として部会長が認めた事業とする。

2 付与対象事業を実施する際の事業参加負担金は、別表のとおりとする。

(ポイントの付与)

第12条 ポイントは、部会員が実施する付与対象事業に参加した利用者に付与するものとする。

2 ポイントの付与は、利用者が所有するスマートフォン又はタブレット端末のアプリケーションに記録することによる。ただし、部会長が特別に認める場合においては、この限りでない。

3 付与するポイント数は、対象事業ごとにその内容等を考慮し、部会長が定めるものとする。

(ポイントの利用及び還元)

第13条 部会員は、利用者から部会員の店舗等において商品の購入又はサービスの提供に係る対価のポイントの利用申し出があった場合は、利用者が希望するポイント数を回収し、支払に充てることとする。

2 部会員は、アプリケーションを介して利用者から前項に規定する対価を受領するときは、ポイントを移行することにより、当該対価からポイントに相当する金額を差し引き利用者に請求する。

3 部会員は、利用者がポイント利用の有無に関わらず、部会員の店舗等において商品の購入またはサービスの提供に係る対価の支払いをするときは、ポイント還元を行わなければならないこととし、その取扱方法については、部会長が別に定める。

4 利用者が、西条市内において商品の販売又はサービスの提供等を行う部会員の店舗等において、ポイントを利用する場合、部会員は応じなければならない。

第5章 請求等

(ポイントの請求等)

第14条 部会員は、第12条及び第13条の規定により利用者との間において付与、還元及び受領したポイントを相殺し、所定の手続きによりポイント部会に移行するものとする。

2 ポイント部会は、前項のポイントの移行を部会員からの請求とみなし、ポイントを日本円に換算し、当該金額を部会員に支払うものとする。ただし、前項の規定によりポイントを相殺した結果、ポイント残高がマイナスとなった場合においては、部会員がその差額を現金で部会に支払うものとする。

3 前項に規定する換算方法は、部会長が別に定める。

(地域応援協力金)

第15条 部会員は、部会長が別に定めるところにより、ポイント部会に対し地域応援協力金(ポイント原資預り金を含む)を支払わなければならない。

第6章 運用ルール

(遵守事項)

第16条 ポイント取扱い事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者に対してポイントの換金を行わないこと
- (2) ポイントの再利用及び再流通を行わないこと
- (3) 利用者からの苦情又は紛争が生じ、当該苦情又は紛争が自己の責に帰すると認められる場合には、自ら解決に努めること
- (4) ポイントの取扱い等に関し、部会長からの要請があったときは、それに従うこと。
- (5) 利用者からポイント利用又は還元の申出があったときは、これを拒否しないこと。
- (6) 本事業の取扱事業者であることの標示を部会長が別に定める方法で行うこと

(ポイント対象としない支払い)

第17条 ポイント取扱事業者は、次に掲げるものをポイントの利用の対象としない。

- (1) 商品券、切手、プリペイドカード及び印紙等換金性の高い商品
- (2) 税金及び公共料金
- (3) たばこ
- (4) 取扱店自らの事業活動に伴い発生した買掛金及び未払金
- (5) 金融、貸金、保険及び証券に関するもの
- (6) 風俗営業に関するもの
- (7) 特定の宗教及び政治団体と関わるもの並びに公序良俗に反するもの
- (8) 反社会的勢力との関係が認められる事業所に関するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部会長が特に指定するもの

(ポイントの有効期間)

第18条 ポイントの有効期間は、第11条に関連して別に定めるものを除き、原則として当該ポイントが付与された日から1年以内とする。

2 前項の規定に関わらず、部会長は法令等の範囲内において、有効期間を特別に定めるポイントを発行することができる。

(ポイントの失効)

第19条 利用者が所有するスマートフォン又はタブレット端末の故障又は紛失等、利用者又は部会以外の第三者の責によりポイントを消失したときは、当該ポイントは効力を失う。

(ポイント事業の停止)

第20条 部会長は、ポイント事業の運営に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、西条市と相談の上、利用者及び部会員に事前に周知することなく、ポイント事業を停止することができる。

(ポイント事業の終了)

第21条 部会長は、ポイント事業を終了するときは、利用者及び部会員に対し事前に相当の期間を定めて周知することとし、ポイント事業終了後は直ちにポイントは失効するものとする。この場合において、ポイント事業の終了後に生じた不利益又は損害について、その責を負わないものとする。

第7章 雑 則

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、ポイント部会の設置運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年5月17日から施行する。ただし、第8条第1項及び第3項の改正は、施行日以降に入会の申込みをしたポイント取扱事業者に適用するものとし、施行日より前に入会の申込みをしているポイント取扱事業者については、なお従前の例によることができる。

1 この規則は、令和5年11月21日から施行する。ただし、第8条第4項の改正は、施行日以降に入会の申込みをしたポイント取扱事業者に適用するものとし、施行日より前に入会の申込みをしているポイント取扱事業者については、なお従前の例によることができる。

別表第1（第11条関係）

項 目		負担金額
利用者に対するポイント付与負担金		付与相当額
事業参加負担金	未利用ポイントの返還を求めない場合	無料
	付与総額99万円以下	1万円
	付与総額100～199万円	2万円
	付与総額200～299万円	3万円
	付与総額300～399万円	4万円
	付与総額400～499万円	5万円
	付与総額500万円以上	10万円

※ その他、付与対象事業の実施に際して別途経費が生じる場合、付与対象事業の実施者と部会長が双方協議の上で費用負担のあり方を決定する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
LOVESAIJOポイント部会長 様

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
LOVESAIJOポイント取扱事業者承認申請書

一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント部会設置運営規則
に基づき、LOVESAIJOポイント取扱事業者としての承認を申請します。

1 申請者（連絡先）

フリガナ			
事業者名			
所在地			
フリガナ		フリガナ	
代表者氏名		担当者氏名	
担当者TEL		E-mail	

2 掲載用情報

フリガナ	
店舗名	
店舗所在地	〒
店舗TEL	
業種	

取扱商材	
営業時間	
定休日	
店舗紹介文 (50文字程度)	
ホームページ、 メールアドレス、 Facebook、 Instagram など (任意)	

※市内に複数店舗（事業所）ある場合は、任意様式で登録したい店舗名、店舗所在地、店舗TEL、取扱商材、営業時間、定休日情報を添えてご提出ください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
LOVESAIJOポイント部会長

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
LOVESAIJOポイント取扱事業者承認書

本協議会LOVESAIJOポイント取扱事業者として承認します。